

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

ページ

人事委員会規則

- 人事委員会規則二一一（人事委員会事務局の組織）の一部を改正する規則…………… 1
- 人事委員会規則七一〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則…………… 1
- 人事委員会規則七一（給料等の支給）等の一部を改正する規則…………… 40
- 人事委員会規則七一（給料の調整額）の一部を改正する規則…………… 44
- 人事委員会規則七一三（管理職手当）の一部を改正する規則…………… 47
- 人事委員会規則七一三（給与簿）の一部を改正する規則…………… 50
- 人事委員会規則七一三三（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則…………… 51
- 人事委員会規則七一四六（特殊勤務手当）の一部を改正する規則…………… 51
- 人事委員会規則七一五六（調整手当）の一部を改正する規則…………… 54
- 人事委員会規則七一六二（特勤勤務手当等）の一部を改正する規則…………… 55
- 人事委員会規則七一〇六（平成十八年改正条例附則第四項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員給料の切替え）…………… 56
- 人事委員会規則七一〇七（平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料）…………… 59
- 人事委員会規則八一三（退職手当）の一部を改正する規則…………… 60
- 人事委員会規則八一六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則…………… 67
- 人事委員会規則九一九（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則…………… 68
- 人事委員会規則一一一一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則…………… 68
- 人事委員会規則一二一〇（一般職の任期付研究員の採用等）の一部を改正する規則…………… 68

人事委員会細則

○人事委員会細則八一三一一（失業者の退職手当の支給手続）の一部を改正する細則…………… 68

人事委員会訓令

○人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令（一）…………… 69

人事委員会告示

○特別昇給しうる研修の指定の廃止（一）…………… 69

人事委員会規則

人事委員会規則二一一（人事委員会事務局の組織）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則二一一（人事委員会事務局の組織）の一部を改正する規則

規則二一一（人事委員会事務局の組織）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「課に、」を「事務局に参事を、課に」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第四項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 参事は、上司の命を受けて、人事行政に関する特に重要な事項の企画、調整等の事務をつかさどる。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七一〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

規則七一〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

目次中「給料月額」を「号給」に、「昇給期間の短縮（第二十九条―第三十二条）」を「削除」に、「第四十二条」を「第四十条」に、「第四十三条―第四十五条」を「第四十一条―第四十四条」に、「第四十六条―第五十条」を「第四十五条―第四十九条」に改める。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十三号までを二号ずつ繰り上げる。

第四章の章名中「給料月額」を「号給」に改める。
 第十一条第一項第一号イ中「八級、九級、十級及び十一級」を「六級、七級、八級及び九級」に改め、同号ロ中「九級及び十級」を「及び九級」に改め、同号ニ中「の級」の下に「三級及び」を加え、同号中へを削り、トをへとし、チからヌまでを一つずつ繰り上げる。

第十二条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「給料月額」を「号給」に、「第二十三条第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号から第三号まで又は第二十四条第一項第一号若しくは第二号」を「第二十三条第一項又は第二十四条第一項」に改め、同条第二項中「給料月額」を「号給」に改める。
 第十四条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「の数」の下に「に四を乗じて得た数」を加える。

第十五条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「給料月額」を「号給」に、「十八月（第一号、第二号又は第四号に掲げる者の当該各号に定める）」を「十二月（その者の）」に、「までの年数」を「を超える経験年数」に、「人事委員会の定める年数」を「人事委員会の定める経験年数」に、「未満の年数」を「以上の年数」に、「ものの」を「ものにあつては」に、「のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数のそれぞれの月数については十二月」を「とし、職員の仕事にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各任命権者が相当と認める年数を除く。」の月数にあつては「十八月」に改め、「除した数」の下に「に四（新たに職員となつた者が第三十六条第一項に規定する特定職員であるときは、三）を乗じて得た数」を加える。
 第十六条の見出し、第十七条（見出しを含む。）、第十八条（見出しを含む。）及び第十九条（見出しを含む。）中「給料月額」を「号給」に改める。
 第二十三条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第七に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第二十三条第二項を削り、同条第三項中「前二条」を「前三条」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に、「給料月額」を「号給」に、「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前三項の規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする。

第二十三条第六項及び第七項を削る。
 第二十四条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。
 第二十四条第三項中「による職員の給料月額が部内の他の職員との均衡を著しく失する」を「により職員の号給を決定することが著しく不適當である」に、「ときは」を「場合には」に、「給料月額」を「号給」に改め、同条第四項を削る。

第二十六条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「給料月額」を「号給」に改め、同項第一号中「昭和三十七年十月一日（以下「基準日」という。）以後に新たに職員となつた者（次号及び第三号に掲げる者を除く。）」を「次号及び第三号に掲げる者以外の者」に、「時」を「とき」に、「給料月額」を「号給」に改め、同項第二号中「基準日の前日から引き続き在職する職員及び基準日以後に新たに職員となり」を削り、「給料月額の」を「初任給の」に、「なる給料月額」を「なる号給」に改め、同項第三号中「基準日以後に新たに職員となつた者のうち」を削り、「給料月額」を「号給」に改め、同条第二項及び第三項中「給料月額」を「号給」に改める。

第二十八条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「給料月額」を「号給」に改め、「及び基準日以後に新たに職員となりその給料月額の決定について第十七条又は第十八条の規定の」及び「並びに基準日以後に新たに職員となつた者のうち、その給料月額の決定について第十七条又は第十八条の規定の」を削る。
 第七章及び第八章を次のように改める。

第七章 削除

第二十九条から第三十二条まで 削除

第八章 昇給

（昇給日）

第三十三条 条例第五条第五項の規則で定める日は、第三十八条又は第三十九条に定めるものを除き、毎年一月一日（以下「昇給日」という。）とする。

（勤務成績の証明）

第三十四条 条例第五条第五項の規定による昇給（第三十八条又は第三十九条に定めるところにより行うものを除く。第三十六条及び第三十七条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

（行政職給料表の六級以上の職員に相当する職員等）

第三十五条 条例第五条第六項の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級が行政職給料表の六級以上に相当するものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの
 - 二 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの
 - 三 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの
 - 四 医療職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの
 - 五 医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの
- 2 条例第五条第六項の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定めるもののうち規則で定める職員は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの及び前項各号に掲げる職員のうち規則七―三(管理職手当)の別表に規定する割合が百分の十八以下である職を占める職員とする。

(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)

第三十六条 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの又は前条第一項各号に掲げる職員(同条第二項に規定する職員を除く。以下この条及び次条において「特定職員」という。)を条例第五条第五項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)に応じて別表第八に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された特定職員は、昇給しない。

2 特定職員の昇給区分は、第三十四条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第四号又は第五号に掲げる特定職員に該当するかどうかの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

- 一 勤務成績が極めて良好である特定職員 A
- 二 勤務成績が特に良好である特定職員 B
- 三 勤務成績が良好である特定職員 C
- 四 勤務成績がやや良好でない特定職員 D
- 五 勤務成績が良好でない特定職員 E

3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- 一 人事委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日前一年間(当該期間の中途

において新たに職員となつた特定職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員(前項第五号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。) D

二 人事委員会の定める事由以外の事由によつて基準期間の二分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

5 各任命権者において、前三項の規定により昇給区分を決定する特定職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する特定職員の数の割合は、人事委員会の定める割合に概ね合致していなければならない。

6 前年の昇給日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第二十三条第三項、第二十六条第二項(第二十八条において準用する場合を含む。)若しくは第四十一条の規定により号給を決定された特定職員の昇給の号給数は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)を十二月で除した数を乗じて得た数(一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(人事委員会の定める特定職員にあつては、人事委員会の定める号給数)とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる特定職員は、昇給しない。

7 第一項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十五条に規定する異動をした特定職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

8 一の昇給日において第二項の規定により昇給区分をA又はBに決定する特定職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者の特定職員の職員数、第五項の人事委員会の定める割合等を考慮して各任命権者ごとに人事委員会の定める号給数を超えてはならない。

(特定職員以外の職員の昇給の号給数)

第三十七条 特定職員以外の職員を条例第五条第五項の規定による昇給をさせる場合

の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。
(研修、表彰等による昇給)

第三十八条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会の定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第五条第五項の規定による昇給をさせることができる。

- 一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 二 業務成績の向上、能率の増進、発明、考案等により職務上特に功績があつて表彰を受けた場合 表彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 三 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

第三十九条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となつた場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、人事委員会の定める日に、条例第五条第五項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第四十条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第九章の章名中「給料月額」を「号給」に改める。

第四十三条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「第二十三条第五項」を「第二十三条第三項」に、「給料月額」を「号給」に改め、第九章中同条を第四十一条とする。

第四十四条の見出しを「(復職時等における号給の調整)」に改め、同条第一項中「専従許可」を「法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可(以下この条において「専従許可」という。)」に改め、「大学院修学休業」の下に「(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。以下この項及び別表第九において同じ。)」を加え、「以下「休職等」を「別表第九において「休職等」に、「別表第八に定める」を「同表の」に改め、「(以下「調整期間」という。)」を削り、「日(以下)の下に「この項において」を加え、「又は」を「及び」に、「から一年以内の第三十六条に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整する」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に、「前二項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給

料月額を調整し、又は昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第四十二条とする。

第四十四条の二(見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十五条中「(昇給期間の短縮を含む。)」を削り、同条を第四十四条とする。

第十章中第四十六条を第四十五条とし、第四十七条を第四十六条とする。

第四十八条中「第十一条第一項第一号、」を削り、「第二十五条第一項、」を「若しくは」に改め、「第二十七条第一項若しくは第三十八条第二項」を削り、「給料月額」を「号給」に改め、同条を第四十七条とし、第四十九条を第四十八条とし、第五十条を第四十九条とする。

別表第一イ及びびロを次のように改める。

イ 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	主事又は技師の職務
2 級	困難な業務を行う主事又は技師の職務
3 級	1 主任の職務 2 主査又は係長の職務
4 級	1 副主幹又は課長補佐の職務 2 困難な業務を行う主査又は係長の職務
5 級	1 主幹の職務 2 困難な業務を行う副主幹又は課長補佐の職務
6 級	1 本庁の課長の職務 2 地域振興局の部長の職務 3 困難な業務を行う主幹の業務
7 級	1 困難な業務を行う本庁の課長の職務 2 困難な業務を行う地域振興局の部長の職務
8 級	本庁の次長の職務
9 級	本庁の部長の職務
備考 この表において「本庁」とは、知事の事務部局のうち地方機関を除いたものをいう。	

ロ 公安職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	巡査の職務
2 級	1 巡査長の職務 2 巡査部長の職務 3 困難な業務を行う巡査の職務
3 級	1 警部補の職務 2 困難な業務を行う巡査長の職務 3 困難な業務を行う巡査部長の職務
4 級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 警察署の次長又は課長の職務 3 困難な業務を行う警部補の職務 4 特に困難な業務を行う巡査長の職務 5 特に困難な業務を行う巡査部長の職務
5 級	1 困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 2 困難な業務を行う警察署の次長又は課長の職務 3 特に困難な業務を行う警部補の業務
6 級	1 警察本部の次長の職務 2 警察署の副署長の職務
7 級	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務
8 級	1 警察本部の参事官の職務 2 規模の大きい警察署の長の職務
9 級	警察本部の部長の職務

別表第一二を削り、同表ホ中「教育職給料表(イ)級別標準職務表」や「教育職給料表(ロ)級別標準職務表」に改め、同表ホの表二級の項第一号中「又は養護教諭」を「養護教諭又は栄養教諭」に改め、別表第一ホを同表二として、同表入中「教育職給料表(イ)級別標準職務表」や「教育職給料表(ロ)級別標準職務表」に改め、同表入の表二級の項第一号中「又は養護教諭」を「養護教諭又は栄養教諭」に改め、別表第一クを同表ホとして、同表上の表三級の項第一号中「試験研究機関の長」を「主任研究員」に改め、同項第二号中「規模の大きい」を削り、「次長」の次に「又は部長」を加え、同項第三号を削り、同表四級の項第一号中「特に困難な業務を所掌する」を削り、同項第二号中「特に困難な業務を所掌する」を削り、「次長」の次に「又は部長」を加え、同項第三号を削り、同表五級の項を次のように改める。

5	級	規模の大きい試験研究機関の長の職務
---	---	-------------------

別表第一中アをへとして、キをよとして、同表リの表二級の項第三号中「困難な」を「1級に掲げる職務で困難な」に改め、「栄養士の」を削り、同項第四号から第八号までを削り、同表三級の項第一号中「係長」を「主任」に改め、同項第二号中「主任」を「主査又は係長」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号として、第五号を第四号として、第六号を削り、同表四級の項第一号中「を分掌する係長」を「を行う主任」に改め、同項第二号中「を分掌する主任」を「を行う主査又は係長」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同表五級の項第一号中「地方機関の次長又は課長」を「副主幹又は課長補佐」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

2 主幹の職務

3 特に困難な業務を行う主査又は係長の職務

別表第一リの表六級の項第四号を削り、別表第一リを同表チとして、同表ヌの表二級の項中「高度の知識経験を必要とする」を「困難な業務を行う」に改め、同表三級の項第一号中「看護師長」を「主任」に改め、同項第二号中「係長」を「主査又は係長」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「高度の知識経験を必要とする」を「困難な業務を行う」に改め、同号を同項第三号として、同項第六号中「高度の知識経験に基づき」を「特に」に改め、同号を同項第四号として、同表四級の項第一号中「看護師長」を「主任」に改め、同項第二号中「行う」の次に「主査又は」を加え、同項第三号を削り、同表五級の項第一号中「副主幹又は課長補佐」を「看護師長」に改め、同項第二号を次のように改める。

2 副主幹又は課長補佐の職務

別表第一ヌの表五級の項第二号の次に次の二号を加える。

3 特に困難な業務を行う主任の職務

4 4級に掲げる職務で特に高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務別表第一ヌを同表リとする。
別表第二イの備考以外の部分を次のように改める。

イ 行政職給料表級別資格基準表

試 験		学歴免許等	職 務 の 級				
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
正 規 の 試 験	大学卒業程度	大 学 卒	0	3	4	4	2
	短大卒業程度	短 大 卒	0	5.5	4	4	2
	高校卒業程度	高 校 卒	0	8	4	4	2
そ の 他		中 学 卒	3	9	4	4	2
			0	3	7	11	13
			0	6	10	14	16
			0	8	12	16	18
			3	12	16	20	22

別表第二口からりまでを次のように改める。

ロ 公安職給料表級別資格基準表

試 験		学歴免許等	職 務 の 級					
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
正 規 の 試 験	高 校 卒 業 程 度	高 校 卒		2	3	5	6	2
			0	2	5	10	16	18
そ の 他		中 学 卒		2	3	5	6	2
			4	6	9	14	20	22

ハ 海事職給料表級別資格基準表

職 種		学歴免許等	職 務 の 級		
			1 級	2 級	3 級
船 長 機 関 長	大 学 卒				5
		0		5	
機 関 長	短 大 卒				5
		0		8	
航 海 士	大 学 卒				10
		0		10	
機 関 士	短 大 卒		2.5		10
		0	2.5		13
通 信 士	高 校 卒		5		10
		0	5		15
事 務 員	高 校 卒				10
		0		15	

二 教育職給料表(一)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
校 長	大 学 卒		0
	短 大 卒		0
教 頭	大 学 卒		0
	短 大 卒		0
教 諭 養護教諭 指導主事 社会教育主事	大 学 卒		0
	短 大 卒	0	2.5 2.5
助 教 諭 養護教諭 講 師 実 習 助 手 寄 宿 舎 指 導 員	大 学 卒	0	別に定める。
	短 大 卒	0	別に定める。
	高 校 卒	0	別に定める。

備考

1 この表を適用する場合における職員の経験年数は、その者が次の表の基礎学歴欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、その者に適用されるこの表の学歴免許等欄の区分に応じて次の表の調整年数欄に定める年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の一又は二の区分に属する者にあつてはその年数に1年を、同表の1の四の区分に属する者にあつてはその年数に6月を加えた年数）とする。

基 礎 学 歴	調 整 年 数		
	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
高 校 3 卒	4 年	2 年	
高 校 2 卒	5 年	3 年	1 年

(注) 基礎学歴欄の学歴免許等の区分については、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

2 教諭のうち教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第8項の規定により高等学校教諭の1種免許状を授与された者（教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）による改正前の教育職員免許法附則第10項の規定により高等学校教諭2級普通免許状を授与された者を含む。）に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、「大学卒」の区分によるものとする。この場合において、この表の職務の級2級欄に定める必要経験年数については、「別に定める。」とされているものを除き、1年とする。

ホ 教育職給料表(二)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
校 長	大 学 卒		0
	短 大 卒		0
教 頭	大 学 卒		0
	短 大 卒		0
教 養 護 教 諭 栄 養 教 諭 指 導 主 事 社 会 教 育 主 事	大 学 卒		0
	短 大 卒		0
助 教 諭 養 護 教 諭 講 師	大 学 卒		別に定める。
	短 大 卒		別に定める。
	高 校 卒		別に定める。

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数については、教育職給料表(一)級別資格基準表の備考第1項の規定を準用する。

へ 研究職給料表級別資格基準表

試 験	学歴免許等	職 務 の 級		
		1 級	2 級	3 級
正 規 の 試 験	大学卒業程度		0	7
	短大卒業程度		2.5	7
			0	2.5
高 校 卒	高 校 卒		5	7
		0	5	13
そ の 他	中 学 卒		6	7
		3	9	17

備考 生物学その他高度の専門性を有する学問分野についての知識経験を有する者のうち、人事委員会が定める者に対するこの表の適用については、その者の知識経験を考慮して人事委員会が別に定める。

ト 医療職給料表(一)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
医 師	大 学 6 卒		4
歯 科 医 師		0	4

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

チ 医療職給料表(二)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
薬 剤 師 獣 医 師 栄 養 士 衛生検査技師	大 学 卒		0	5	3	2
	短 大 卒	0	2.5	5	3	2
診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	大 学 卒		0	5	3	2
	短 大 3 卒	0	1	5	3	2
診療エックス線技師	短 大 卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
義肢装具士	短 大 3 卒		1	5	3	2
		0	1	6	9	11
歯科衛生士	短 大 卒	0	2.5	5	3	2
	高校専攻科卒	0	4	5	3	2
歯科技工士	短 大 卒	0	2.5	5	3	2
	高 校 卒	0	5	5	3	2

あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゆう師 柔道整復師	短大3卒		1	5	3	2
		0	1	6	9	11
	短大2卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
	高校卒		5	5	3	2
		0	5	10	13	15
その他	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
	高校卒		5	5	3	2
		0	6	11	14	16
	中学卒		5	5	3	2
		4	10	15	18	20

備考 薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

リ 医療職給料表(三級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
保 健 師	大 学 卒			5	5	2
			0	5	10	12
助 産 師	短 大 卒			7	5	2
			0	7	12	14
看 護 師	准 看 護 師		7	7	8	
	養 成 所 卒	0	7	14	22	

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法（以下「旧保健婦助産婦看護婦法」という。）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時（保健師及び助産師で看護師免許を有する職員にあつては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第七 昇格時号給対応表 (第二十三条関係)

イ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	14
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	15
38	6	22	22	30	30	23	25	15
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	16
42	10	26	26	34	34	25	27	16
43	11	27	27	35	35	26	28	16
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	29	17

46	14	30	30	38	38	27	29
47	15	31	31	39	39	28	30
48	16	32	32	40	40	28	30
49	17	33	33	41	41	29	31
50	18	34	34	42	41	29	31
51	19	35	35	43	42	29	32
52	20	36	36	44	42	30	32
53	21	37	37	45	43	30	33
54	22	38	38	46	43	30	33
55	23	39	39	47	44	31	34
56	24	40	40	48	44	31	34
57	25	41	41	49	45	31	35
58	25	41	42	50	45	32	35
59	26	42	43	51	46	32	36
60	26	42	44	52	46	32	36
61	27	43	45	53	47	33	37
62	27	43	45	54	47	33	
63	28	44	45	55	48	34	
64	28	44	46	56	48	34	
65	29	45	46	57	49	35	
66	29	45	46	58	49	35	
67	30	46	47	59	50	36	
68	30	46	47	60	50	36	
69	31	47	47	61	51	37	
70	31	47	48	62	51	37	
71	32	48	48	63	52	38	
72	32	48	48	64	52	38	
73	33	49	49	65	53	39	
74	33	49	49	66	54	39	
75	34	49	49	67	55	40	
76	34	49	50	68	56	40	
77	35	50	50	69	57	41	
78	35	50	50	70	58		
79	36	50	51	71	59		
80	36	50	51	72	60		
81	37	51	51	73	61		
82	37	51	52	74	62		
83	38	51	52	75	63		
84	38	51	52	76	64		
85	39	52	53	77	65		
86	39	52	53	78			
87	40	52	53	79			
88	40	52	53	80			
89	41	53	54	81			
90	41	53	54	82			
91	42	53	54	83			
92	42	53	54	84			
93	43	53	55	85			
94		54	55				

95		54	55					
96		54	55					
97		54	56					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	57					
102		55	57					
103		55	58					
104		56	58					
105		56	59					
106		56	59					
107		56	60					
108		56	60					
109		57	61					
110		57	61					
111		57	62					
112		57	62					
113		58	63					
114		58						
115		58						
116		58						
117		59						
118		59						
119		59						
120		59						
121		60						
122		60						
123		60						
124		60						
125		61						

ロ 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4
17	9	5	1	1	9	9	5	5
18	10	6	2	1	10	10	6	6
19	11	7	3	1	11	11	7	7
20	12	8	4	1	12	12	8	8
21	13	9	5	1	13	13	9	9
22	14	10	6	1	14	14	10	10
23	15	11	7	1	15	15	11	11
24	16	12	8	1	16	16	12	12
25	17	13	9	1	17	17	13	13
26	18	14	10	2	18	18	14	14
27	19	15	11	3	19	19	15	15
28	20	16	12	4	20	20	16	16
29	21	17	13	5	21	21	17	17
30	22	18	14	6	22	22	18	18
31	23	19	15	7	23	23	19	19
32	24	20	16	8	24	24	20	20
33	25	21	17	9	25	25	21	21
34	26	22	18	10	26	26	22	22
35	27	23	19	11	27	27	23	23
36	28	24	20	12	28	28	24	24
37	29	25	21	13	29	29	25	25
38	30	26	22	14	30	30	26	26
39	31	27	23	15	31	31	27	27
40	32	28	24	16	32	32	28	28
41	33	29	25	17	33	33	29	29
42	34	30	26	18	34	34	30	29
43	35	31	27	19	35	35	31	29
44	36	32	28	20	36	36	32	30
45	37	33	29	21	37	37	33	30

46	38	34	30	22	38	38	34	30
47	39	35	31	23	39	39	35	31
48	40	36	32	24	40	40	36	31
49	41	37	33	25	41	41	37	31
50	42	38	34	26	42	42	38	32
51	43	39	35	27	43	43	39	32
52	44	40	36	28	44	44	40	32
53	45	41	37	29	45	45	41	33
54	46	42	38	30	46	46	42	33
55	47	43	39	31	47	47	43	34
56	48	44	40	32	48	48	44	34
57	49	45	41	33	49	49	45	35
58	50	46	42	34	50	49	46	35
59	51	47	43	35	51	49	47	36
60	52	48	44	36	52	50	48	36
61	53	49	45	37	53	50	49	37
62	54	50	46	38	54	50	50	
63	55	51	47	39	55	51	51	
64	56	52	48	40	56	51	52	
65	57	53	49	41	57	51	53	
66	58	54	50	42	58	52	53	
67	59	55	51	43	59	52	54	
68	60	56	52	44	60	52	54	
69	61	57	53	45	61	53	55	
70	62	58	54	45	62	54	55	
71	63	59	55	46	63	55	56	
72	64	60	56	46	64	56	56	
73	65	61	57	47	65	57	57	
74	66	62	58	47	66	58	58	
75	67	63	59	48	67	59	59	
76	68	64	60	48	68	60	60	
77	69	65	61	49	69	61	61	
78	70	66	62	50	70	62		
79	71	67	63	51	71	63		
80	72	68	64	52	72	64		
81	73	69	65	53	73	65		
82	74	70	66	54	74	65		
83	75	71	67	55	75	66		
84	76	72	68	56	76	66		
85	77	73	69	57	77	67		
86	78	74	69	57	78			
87	79	75	70	58	79			
88	80	76	70	58	80			
89	81	77	71	59	81			
90	81	78	71	59	82			
91	82	79	72	60	83			
92	82	80	72	60	84			
93	83	81	73	61	85			
94	83	82	74	61				

95	84	83	75	61				
96	84	84	76	62				
97	85	85	77	62				
98	86	86	78	62				
99	87	87	79	63				
100	88	88	80	63				
101	89	89	81	63				
102	90	90	82	64				
103	91	91	83	64				
104	92	92	84	64				
105	93	93	85	65				
106	93	93	86	66				
107	94	94	87	67				
108	94	94	88	68				
109	95	95	89	69				
110	95	95	89	70				
111	96	96	90	71				
112	96	96	90	72				
113	97	97	91	73				
114	97	98	91	73				
115	98	99	92	74				
116	98	100	92	74				
117	99	101	93	75				
118	99	101	94	75				
119	100	101	95	76				
120	100	102	96	76				
121	101	102	97	77				
122	101	102	98	78				
123	102	103	99	79				
124	102	103	100	80				
125	103	103	101	81				
126		104	101					
127		104	102					
128		104	102					
129		105	103					
130		105	103					
131		106	104					
132		106	104					
133		107	105					
134		107	106					
135		108	107					
136		108	108					
137		109	109					
138		109	110					
139		109	111					
140		110	112					
141		110	113					
142		110						
143		111						
144		111						
145		111						

ハ 海事職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	2
15	1	1	1	3
16	1	1	1	4
17	1	1	1	5
18	1	2	2	6
19	1	3	3	7
20	1	4	4	8
21	1	5	5	9
22	2	6	6	10
23	3	7	7	11
24	4	8	8	12
25	5	9	9	13
26	6	10	10	14
27	7	11	11	15
28	8	12	12	16
29	9	13	13	17
30	10	14	14	18
31	11	15	15	19
32	12	16	16	20
33	13	17	17	21
34	14	18	18	22
35	15	19	19	23
36	16	20	20	24
37	17	21	21	25
38	17	22	21	26
39	17	23	22	27
40	18	24	22	28
41	18	25	23	29
42	18	25	23	30
43	19	26	24	31
44	19	26	24	32
45	19	27	25	33
46	20	27	25	34
47	20	28	26	35
48	20	28	26	36
49	21	29	27	37
50	21	29	27	37

51	22	30	28	37
52	22	30	28	38
53	23	31	29	38
54	23	31	30	38
55	24	32	31	39
56	24	32	32	39
57	25	33	33	39
58	25	33	33	40
59	26	34	33	40
60	26	34	34	40
61	27	35	34	41
62	27	35	34	41
63	28	36	35	42
64	28	36	35	42
65	29	37	35	43
66	29	37	36	43
67	30	38	36	44
68	30	38	36	44
69	31	39	37	45
70			37	45
71			37	46
72			37	46
73			38	47
74			38	47
75			38	48
76			38	48
77			39	49
78			39	50
79			39	51
80			39	52
81			40	53
82			40	54
83			40	55
84			40	56
85			41	57
86			41	58
87			41	59
88			41	60
89			42	61
90			42	
91			42	
92			42	
93			43	
94			43	
95			43	
96			43	
97			44	
98			44	
99			44	
100			44	
101			45	

ニ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	26	1	6
47	27	1	7
48	28	1	8
49	29	1	9
50	30	1	10

51	31	1	11
52	32	1	12
53	33	1	13
54	33	2	14
55	34	3	15
56	34	4	16
57	35	5	17
58	35	6	18
59	36	7	19
60	36	8	20
61	37	9	21
62	37	10	22
63	38	11	23
64	38	12	24
65	39	13	25
66	39	14	26
67	40	15	27
68	40	16	28
69	41	17	29
70	42	18	30
71	43	19	31
72	44	20	32
73	45	21	33
74	45	22	34
75	46	23	35
76	46	24	36
77	47	25	37
78	47	26	
79	48	27	
80	48	28	
81	49	29	
82	49	30	
83	49	31	
84	50	32	
85	50	33	
86	50	34	
87	51	35	
88	51	36	
89	51	37	
90	52	38	
91	52	39	
92	52	40	
93	53	41	
94	53	42	
95	54	43	
96	54	44	
97	55	45	
98	55	46	
99	56	47	
100	56	48	
101	57	49	
102	57	49	

103	58	50	
104	58	50	
105	59	51	
106	59	51	
107	60	52	
108	60	52	
109	61	53	
110	61	53	
111	61	54	
112	61	54	
113	62	55	
114	62	55	
115	62	56	
116	62	56	
117	63	57	
118	63	57	
119	63	58	
120	63	58	
121	64	59	
122	64	59	
123	64	60	
124	64	60	
125	65	61	
126	65	61	
127	65	61	
128	65	61	
129	65	62	
130	65	62	
131	65	62	
132	66	62	
133	66	63	
134	66	63	
135	66	63	
136	66	63	
137	66	64	
138	66		
139	67		
140	67		
141	67		
142	67		
143	67		
144	67		
145	67		
146	68		
147	68		
148	68		
149	68		
150	68		
151	68		
152	68		
153	69		

ホ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1
24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	38	1	1
47	39	1	1
48	40	1	1
49	41	1	1
50	41	2	1

51	42	3	1
52	42	4	1
53	43	5	1
54	43	6	1
55	44	7	1
56	44	8	1
57	45	9	1
58	46	10	2
59	47	11	3
60	48	12	4
61	49	13	5
62	49	14	6
63	50	15	7
64	50	16	8
65	51	17	9
66	51	18	10
67	52	19	11
68	52	20	12
69	53	21	13
70	53	22	14
71	54	23	15
72	54	24	16
73	55	25	17
74	55	26	18
75	56	27	19
76	56	28	20
77	57	29	21
78	57	30	22
79	58	31	23
80	58	32	24
81	59	33	25
82	59	34	25
83	60	35	26
84	60	36	26
85	61	37	27
86	61	38	27
87	61	39	28
88	62	40	28
89	62	41	29
90	62	42	29
91	63	43	30
92	63	44	30
93	63	45	31
94	64	46	
95	64	47	
96	64	48	
97	65	49	
98	65	50	
99	65	51	
100	65	52	
101	66	53	
102	66	54	

103	66	55	
104	66	56	
105	67	57	
106	67	58	
107	67	59	
108	67	60	
109	68	61	
110	68	61	
111	68	62	
112	68	62	
113	69	63	
114	69	63	
115	69	64	
116	69	64	
117	70	65	
118	70	66	
119	70	67	
120	70	68	
121	71	69	
122	71	69	
123	71	70	
124	71	70	
125	72	71	
126		71	
127		72	
128		72	
129		73	
130		73	
131		74	
132		74	
133		75	
134		75	
135		76	
136		76	
137		77	
138		77	
139		78	
140		78	
141		79	
142		79	
143		80	
144		80	
145		81	
146		81	
147		82	
148		82	
149		83	

へ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21

46	22	14	29	21
47	23	15	30	22
48	24	16	30	22
49	25	17	31	23
50	25	17	31	23
51	26	18	32	24
52	26	18	32	24
53	27	19	33	25
54	27	19	34	25
55	28	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	27
58	30	21	37	27
59	31	22	38	28
60	32	22	38	28
61	33	23	39	29
62	33	23	39	29
63	34	24	40	29
64	34	24	40	30
65	35	25	41	30
66	35	25	41	30
67	36	26	41	31
68	36	26	42	31
69	37	27	42	31
70	37	27	42	32
71	38	28	43	32
72	38	28	43	32
73	39	29	43	33
74	39	29	44	
75	40	30	44	
76	40	30	44	
77	41	31	45	
78	41	31	45	
79	42	32	46	
80	42	32	46	
81	43	33	47	
82	43	33	47	
83	44	33	48	
84	44	34	48	
85	45	34	49	
86	46	34	49	
87	47	35	50	
88	48	35	50	
89	49	35	51	
90	49	36		
91	50	36		
92	50	36		
93	51	37		
94	51	37		

95	52	37		
96	52	38		
97	53	38		
98	54	38		
99	55	39		
100	56	39		
101	57	39		
102	57	40		
103	58	40		
104	58	40		
105	59	41		
106	59	41		
107	60	41		
108	60	42		
109	61	42		
110	61	42		
111	61	43		
112	62	43		
113	62	43		
114	62	44		
115	63	44		
116	63	44		
117	63	45		
118	64	45		
119	64	46		
120	64	46		
121	65	47		

ト 医療職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	29	33	25
50	29	34	26

51	29	35	27
52	30	36	28
53	30	37	29
54	30	37	30
55	31	38	31
56	31	38	32
57	31	39	33
58	32	39	34
59	32	40	35
60	32	40	36
61	33	41	37
62	33	41	37
63	34	42	38
64	34	42	38
65	35	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	43
74		46	43
75		47	44
76		47	44
77		47	45
78		48	45
79		48	46
80		48	46
81		49	47
82		49	47
83		49	48
84		50	48
85		50	49
86		50	49
87		51	50
88		51	50
89		51	51
90		52	
91		52	
92		52	
93		53	
94		53	
95		54	
96		54	
97		55	

チ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	26
49	29	33	37	33	33	26
50	29	34	38	33	33	26
51	30	35	39	34	34	27
52	30	36	40	34	34	27
53	31	37	41	35	35	27
54	31	38	42	35	35	28
55	32	39	43	36	36	28

56	32	40	44	36	36	28
57	33	41	45	37	37	29
58	34	42	46	38	37	29
59	35	43	47	39	37	30
60	36	44	48	40	38	30
61	37	45	49	41	38	31
62	37	46	50	41	38	31
63	38	47	51	41	39	32
64	38	48	52	42	39	32
65	39	49	53	42	39	33
66	39	50	54	42	40	
67	40	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	41	
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	42	
72	42	54	60	44	42	
73	43	55	61	45	43	
74	43	55	61	45	43	
75	44	56	62	45	44	
76	44	56	62	45	44	
77	45	57	63	46	45	
78	45	57	63	46	45	
79	45	58	64	46	46	
80	46	58	64	46	46	
81	46	59	65	47	47	
82	46	59	65	47	47	
83	47	60	66	47	48	
84	47	60	66	47	48	
85	47	61	67	48	49	
86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	49		
90		62	70	49		
91		62	71	49		
92		62	72	50		
93		62	73	50		
94		62	73	50		
95		63	74	51		
96		63	74	51		
97		63	75	51		
98		63	75	52		
99		63	76	52		
100		64	76	52		
101		64	77	53		
102		64	77	53		
103		64	78	54		
104		64	78	54		
105		65	79	55		
106			79			
107			80			
108			80			
109			81			
110			81			
111			82			
112			82			
113			83			

リ 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32